



社会保険労務士に ご相談を!!



退職・解雇

セクハラ・
パワハラ

賃金問題

その他の
労働問題

労働条件
変更



「相談」は

総合労働相談所

経験豊かな社労士が無料・秘密厳守でご相談に応じます。

「話し合いに
よる解決」は



かいけつサポート
労務紛争解決サービス

法務大臣認証第60号、厚生労働大臣指定第21号

社労士会労働紛争解決センター岐阜

会社と従業員の双方のお話を伺い、円満な解決策をご提案します。

お問い合わせは

058-272-2470

総合労働相談所・社労士会労働紛争解決センター岐阜 **共通ダイヤル** 岐阜県社会保険労務士会

検索



岐阜県社会保険労務士会が 職場のトラブル解決をお手伝いします

突然の退職・解雇、未払い賃金、長時間労働、いじめ・嫌がらせ、パワハラ、問題の多い社員、労働・社会保険手続き、人事制度、賃金制度、……への対応など、職場での悩み、知りたいことはご相談ください。

社会保険労務士会では、労働問題および個別労働関係紛争について、労使双方からご相談に応じています。また、不幸にしてトラブルになった場合には、裁判を起こすのではなく「あっせん」により解決を図っています。



労働トラブル発生



予約・お問い合わせ・電話相談

0570-064-794 または **058-272-2470**

全国共通ナビダイヤル

岐阜県社会保険労務士会直通



「相談」を希望

総合労働相談所

社会保険労務士がご相談に応じます。
対面相談・電話相談どちらも可
(相談無料、秘密厳守)

社労士会による
あっせん
制度です

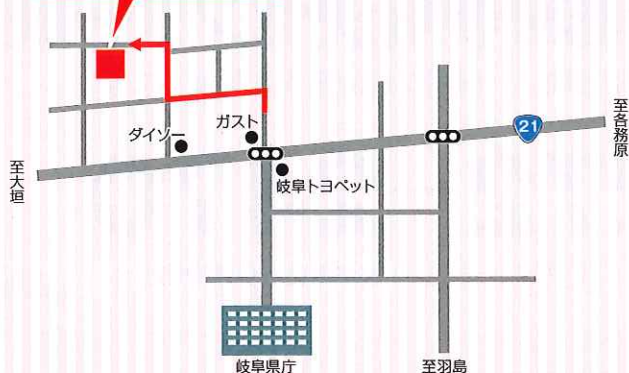


「話し合いによる解決」
を希望

社労士会労働紛争解決センター岐阜

申立費用は無料です。
(平成25年4月～平成29年3月までの限定措置です)
※「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律
(ADR法)」に基づく法務大臣の認証および社会保険
労務士法による厚生労働大臣の指定を受けています。

岐阜県社労士会事務局



岐阜県社会保険労務士会

所在地 〒500-8382 岐阜市藪田東2-11-11
電話 058-272-2470 FAX 058-272-2910
Eメール office@gifu-syarousi.or.jp
ホームページ <http://www.gifu-syarousi.or.jp/>